

抗議文

厚生労働大臣 川崎二郎殿

政府・厚生労働省は 8 月 11 日、さきに広島地裁が下した原爆症認定集団訴訟の原告側勝訴判決にたいして、これを不服として控訴した。

周知のように、現在国が行っている原爆症認定行政は、被爆の実態やその後の経過、診断を下した医師の見解など、原告被爆者の病気の現実に基づくことなく、恣意的に作られた規準を杓子定規にあてはめたものとして、この間の 9 件のすべての裁判で国側が敗訴している。

にもかかわらず、国側がまたしても控訴したことは、多くの人々が感じているように、高齢化する被爆者の現状を逆手に取った時間稼ぎとしか思えない。

そもそも、原爆を投下された国で、本来その被害者を助けるべき政府が、ここまで執拗に法廷で争おうとすること事態、国内はもちろん国際的に驚きの声さえ出ている。

我々は、先の大阪地裁判決に続いて広島地裁判決に対しても政府が控訴したことに対し厳しく抗議するとともに、ただちにどちらの控訴も取り下げ、あわせて現在の原爆症認定行政を抜本的に見直すことを強く要求する。

2006 年 8 月 11 日 原水爆禁止日本協議会
東京都文京区湯島 2 - 4 - 4
平和と労働センター 6F
Tel: 03-5842-6031 Fax:03-5842-6033